

法教育の法定に関する検討

—いわゆる「ワークルール教育」に関する法律の提案を素材にして—

渡 邊 弘（鹿児島大学共通教育センター）

1. 本発表の目的

本発表は、法教育の推進や法教育の内容・方法等について、法令（及び、それに類する国家による規範。以下、「法令等」と言う）によって定めること（以下、単に「法定」と言う）について検討することを目的とする。

2. 本発表の背景

日本において現在までつながる法教育の流れが生じたのは、1990年代前半にアメリカの法教育が紹介されたことによると見てよからう。それは我が国における法教育の展開にとって重要な積極的意義を持った。

ところが、同時にアメリカの「〈法に関する教育〉法（Law-related Education Act of 1978）」が紹介されたこともあり、日本における法教育に関する議論においても、法教育について法定することを求める主張がいくつか現れてきた。それらの中で最も早く最もまとまった形で提起されたのは、管見の限りでは、関東弁護士会連合会によるものであろう。

また、法教育プロパーではないが、例えば消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律が制定され、その後も改正されながら、本法に基づく政策が推進されている。

しかしながら、教育内容・方法の法定については、憲法学・教育法学では従前から疑問が提起されている。また、一見あからさまに教育内容・方法を法定するものでなくとも（すなわち、いわゆる外的事項の整備・充実に関するものであっても）、それが内的事項に影響を与えないと即断することはできないだろう。

3. 本報告の検討対象

本報告では、前項に示した背景をふまえ、日本労働弁護団によって提案された「ワークルール教育推進法案」（第一次案 ver.1 と同 ver.2）と日本弁護士連合会の「ワークルール教育推進法（仮称）の制定を求める意見書」を素材として、法教育の推進やその内容・方法等について法定することの是非を検討する。

なお、このような検討を行うにあたっては、アメリカの「〈法に関する教育〉法」の制定過程・制定趣旨・目的・内容等に関する調査・分析を行うことが求められよう。ただ、本報告においては、報告者の時間的・能力的問題及び発表時間の制約により、これらについては扱わない。

4. 本報告の結論

本報告の結論は、以下の通りである。

第一に、法教育の内容・方法について法定することに対しては、少なくとも慎重であるべきである。

第二に、一見、法教育の内容・方法に踏み込まないと思われること（例えば、法教育の推進や、法教育推進に関わる計画の策定など）であっても、その法定については、少なくとも慎重であるべきであると考えられる。

第三に、法教育の推進や法教育の内容・方法については、教育学・法学などの学術的見地及び教育実践研究の見地などに基づき、国家と切り離されたところで検討されるべきである。